

委員会提出議案第6号

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め、
責任ある対応を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項
の規定により提出いたします。

平成24年9月26日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

東日本大震災及び原発事故対策調査
特別委員会委員長 渡 部 寛 一

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め、責任ある対応を求める
意見書（案）

去る7月5日、衆参両院議長に対し、国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から調査結果の報告書が提出されました。この報告書の中で今回の原発事故は、国民の命を守ることよりも組織の利益を守ることを優先し、世界の安全に対する動向を知りながらも、それらに目を向けず安全対策が先送りされたことを根本的原因とする「人災」とであると断じています。

政府においてはこの報告を真摯に受けとめ、下記事項について責任ある対応をするよう強く求めます。

記

1. 国は、今回の原発事故を速やかに「人災」と認めること。
2. 福島第一原子力発電所の原子炉の状況を正確に把握し、真の意味での冷温停止状態へ導くとともに、廃炉への行程を早めること。
3. 科学的根拠に基づいた、健康に影響を及ぼすことのない放射線量を明らかにし、地域のすべての土地においてその数値に至るまで、責任を持って除染をすること。
4. 被災者への賠償について、一律の基準によるのではなく、被災者一人ひとりの立場に立った賠償をするよう促すこと。
5. いまだ多くの市民が市外への避難を継続し、長期化することが予想されることから、高速道路の無料化の延長や、民間借上住宅について引き続き助成を行うとともに、福島県外での借りかえを認めるなど、避難者の負担を軽減する支援措置を実施すること。
6. 市内に働く場所がないことが帰還の障害となっていることから、市内への起業を誘発するような優遇制度の創設について国が主体的に取り組むこと。
7. 上記の項目について、市内において避難指示等の区域指定がなかった地域についても、一体的な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月26日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

復興大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

経済産業大臣 様

国土交通大臣 様

環境大臣 様